

議事日程(第5号)

令和元年9月30日 午前10時07分開議

- 日程第1 認定第1号 平成30年度吉賀町一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第2 認定第2号 平成30年度吉賀町興学資金基金特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第3 認定第3号 平成30年度吉賀町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第4 認定第4号 平成30年度吉賀町後期高齢者医療保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第5 認定第5号 平成30年度吉賀町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第6 認定第6号 平成30年度吉賀町小水力発電事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第7 認定第7号 平成30年度吉賀町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第8 認定第8号 平成30年度吉賀町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第9 認定第9号 平成30年度吉賀町水道事業会計決算認定について
- 日程第10 議案第72号 平成31年度吉賀町一般会計補正予算(第6号)
- 日程第11 同意第2号 教育委員会委員の任命同意について
- 日程第12 議会活性化特別委員会の調査報告について
- 日程第13 閉会中の調査報告について
- 日程第14 閉会中の継続調査について
- 日程第15 議員派遣の件について

本日の会議に付した事件

- 日程第1 認定第1号 平成30年度吉賀町一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第2 認定第2号 平成30年度吉賀町興学資金基金特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第3 認定第3号 平成30年度吉賀町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第4 認定第4号 平成30年度吉賀町後期高齢者医療保険事業特別会計歳入歳出決算認

定について

- 日程第5 認定第5号 平成30年度吉賀町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第6 認定第6号 平成30年度吉賀町小水力発電事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第7 認定第7号 平成30年度吉賀町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第8 認定第8号 平成30年度吉賀町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第9 認定第9号 平成30年度吉賀町水道事業会計決算認定について
- 日程第10 議案第72号 平成31年度吉賀町一般会計補正予算（第6号）
- 日程第11 同意第2号 教育委員会委員の任命同意について
- 日程第12 議会活性化特別委員会の調査報告について
- 日程第13 閉会中の調査報告について
- 日程第14 閉会中の継続調査について
- 日程第15 議員派遣の件について

出席議員（11名）

1番 松蔭 茂君	2番 三浦 浩明君
3番 桜下 善博君	4番 桑原 三平君
5番 中田 元君	7番 河村 隆行君
8番 大庭 澄人君	9番 河村由美子君
10番 庭田 英明君	11番 藤升 正夫君
12番 安永 友行君	

欠席議員（1名）

6番 大多和安一君

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長 水落 裕之君

説明のため出席した者の職氏名

町長 …………… 岩本 一巳君 副町長 …………… 赤松 寿志君
総務課長 …………… 野村 幸二君 企画課長 …………… 深川 仁志君
総務課主任主事 …………… 桑原 健児君

午前10時07分開議

○議長（安永 友行君） それでは、全員協議会に引き続き、ただいまから本会議に移ります。

ただいまの出席議員数は11人です。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

なお、6番、大多和議員については、通院治療のため欠席をされます。

議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1. 認定第1号

日程第2. 認定第2号

日程第3. 認定第3号

日程第4. 認定第4号

日程第5. 認定第5号

日程第6. 認定第6号

日程第7. 認定第7号

日程第8. 認定第8号

日程第9. 認定第9号

○議長（安永 友行君） それでは、日程第1、認定第1号平成30年度吉賀町一般会計歳入歳出決算認定についてから日程第9、認定第9号平成30年度吉賀町水道事業会計決算認定についてまでを一括議題とします。

なお、討論、採決については、認定議案ごとに行いますので、御承知ください。

決算審査特別委員会の報告を求めます。4番、桑原決算審査特別委員長。

○決算審査特別委員長（桑原 三平君） それでは、平成30年度決算審査特別委員会の審査報告を読み上げて報告とさせていただきます。

令和元年9月30日。吉賀町議会議長安永友行様。決算審査特別委員会委員長桑原三平。

平成30年度決算審査特別委員会審査報告書。平成30年度吉賀町各会計歳入歳出決算審査について、総務常任委員会・経済常任委員会より各3名の合計6名の委員を選出し、別表1のとおり決算審査特別委員会を結成し、令和元年9月17日から9月25日までの間において委員会を開催し、審査した。

その結果を、会議規則第77条の規定に基づき、下記のとおり報告する。

記。

審査案件。1、平成30年度吉賀町一般会計歳入歳出決算認定について。2、平成30年度吉賀町興学資金基金特別会計歳入歳出決算認定について。3、平成30年度吉賀町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について。4、平成30年度吉賀町後期高齢者医療保険事業特別会計歳入歳出決算認定について。5、平成30年度吉賀町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について。6、平成30年度吉賀町小水力発電事業特別会計歳入歳出決算認定について。7、平成30年度吉賀町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について。8、平成30年度吉賀町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について。9、平成30年度吉賀町水道事業会計決算認定について。

審査日、令和元年9月17日火曜日から令和元年9月18日、令和元年9月19日、令和元年9月25日水曜日。

決算審査の着眼点。1、予算が議決した趣旨と目的に従って、適正かつ効率的に執行されたか。2、予算の執行により、行政効果が発揮されたか。また、行財政運営にどのような改善工夫がなされるべきか。

審査のポイント。歳入審査関係。1、収入確保に努力が十分なされたか。2、予算額に対し調定額はどうか。3、収入未済額が発生した原因と理由。4、不納欠損額がある場合、その原因と徴収の努力が認められるか否か。

歳出審査関係。5、歳出は、歳出予算の目的どおり、適正になされたか。6、成果が十分達成されたか。7、不用額は妥当であるか。8、予算の流用は適正か。9、予備費の流用は適正か。10、補助金の効果が上がっているか。11、時間外勤務及び有休の取得状況と職員の健康管理について。

審査意見。共通。1、徴収業務については、滞納が生じないように担当課が責任を持つこと。2、当初予算を編成するに当たっては、事業の計画・立案の段階で十分検討し、安易に補正を組まないこと。3、必要以上の不用額が生じないようにすること。

総務課。1、中期財政計画によると、平成40年度においては基金残高が4,010万円となっている。将来に対する投資により、税の増収につながる事業展開をすること。2、ふるさと応援寄附金等、積極的な事業の展開を求める。

企画課。1、町の政策・立案を束ねる部署として将来を見据えた計画・立案をし、まちづくり計画を推進すべく努力されたい。

税務住民課。1、新宮住宅については、公営住宅とするよう条例改正を速やかに行われたい。

保健福祉課。1、障がい者総合支援センターの開設に当たっては、就労する障がい者の方の待

遇等を考慮するよう、就労支援事業について指定管理者に指導をされたい。2、不妊治療等高額な負担となる医療について、十分な支援をされたい。

教育委員会。1、児童・生徒の学力向上については、さらなる向上に努力されたい。2、学校給食については、食材の質を低下させることのないよう努力されたい。3、子育て支援の一環として、給食費無償化事業を継続するに当たっては、将来の財政難を視野に入れ、財源を確保すること。

産業課。1、各種補助金や助成制度については、住民への認知度が低い施策もある。全ての補助金制度について、ホームページ・町広報等も活用し、周知徹底の工夫が望まれる。2、ラッキョウ、お茶、サフラン等試験栽培のブランド化推進事業においては、数値目標と年次計画をもって事業実施に当たられたい。3、おこなっている林地台帳整備事業については、林地の境界明確化事業を速やかに行い、空中写真の成果を多目的に有効活用できるよう努力されたい。4、木の駅プロジェクト事業を継続するに当たっては、廃止も検討し、林業振興に基づいた事業を展開されたい。

建設水道課。1、水道料金において、不納欠損が生じた。今後は徴収業務に不備がないよう改善されたい。2、浄化槽の排水ができない地域について、住民の要望に対して速やかに対策を講じられたい。

柿木地域振興室。1、小水力発電事業は、自主財源確保に貢献している。引き続き、維持管理に努められたい。

以上、本委員会に付託された案件を審査した結果、上記の意見を付して全案件を原案のとおり認定することに決定しました。

なお、指摘事項に対しては改善状況や執行事例及び次年度予算にどのように反映され、改善したのか議会に文書で報告されるよう要請します。

以上でございます。

○議長（安永 友行君） 以上で、決算審査特別委員長からの報告が終わりました。

日程第1、認定第1号平成30年度吉賀町一般会計歳入歳出決算認定についてから日程第9、認定第9号平成30年度吉賀町水道事業会計決算認定についてまでの委員長に対しての質疑を許します。なお、質疑は議案番号を示してお願いいたします。質疑はありませんか。よろしいです。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） それでは、質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより、各会計ごとに行いますので、よろしくをお願いいたします。

日程第1、認定第1号平成30年度吉賀町一般会計歳入歳出決算認定について、討論を行います。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

日程第1、認定第1号平成30年度吉賀町一般会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。本案は委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（安永 友行君） 全員賛成です。したがって、本案は委員長の報告のとおり認定することに決定をしました。

日程第2、認定第2号平成30年度吉賀町興学資金基金特別会計歳入歳出決算認定について、討論を行います。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

日程第2、認定第2号平成30年度吉賀町興学資金基金特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。本案は委員長の報告のとおり認定することに賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（安永 友行君） 全員賛成です。したがって、本案は委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

日程第3、認定第3号平成30年度吉賀町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定についての討論を行います。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

日程第3、認定第3号平成30年度吉賀町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。本案は委員長の報告のとおり認定する

ことに賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（安永 友行君） 全員賛成です。したがって、本案は委員長の報告のとおり認定することに決定をしました。

日程第4、認定第4号平成30年度吉賀町後期高齢者医療保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、討論を行います。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

日程第4、認定第4号平成30年度吉賀町後期高齢者医療保険事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。本案は委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（安永 友行君） 全員賛成です。したがって、本案は委員長の報告のとおり認定することに決定をしました。

日程第5、認定第5号平成30年度吉賀町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、討論を行います。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

日程第5、認定第5号平成30年度吉賀町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。本案は委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（安永 友行君） 全員賛成です。したがって、本案は委員長の報告のとおり認定することに決定をしました。

日程第6、認定第6号平成30年度吉賀町小水力発電事業特別会計歳入歳出決算認定について、討論を行います。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

日程第6、認定第6号平成30年度吉賀町小水力発電事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。本案は委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（安永 友行君） 全員賛成です。したがって、本案は委員長の報告のとおり認定することに決定をしました。

日程第7、認定第7号平成30年度吉賀町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、討論を行います。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

日程第7、認定第7号平成30年度吉賀町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。本案は委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（安永 友行君） 全員賛成です。したがって、本案は委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

日程第8、認定第8号平成30年度吉賀町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について、討論を行います。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

日程第8、認定第8号平成30年度吉賀町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。本案は委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は挙手を願います。

[賛成者挙手]

○議長（安永 友行君） 全員賛成です。したがって、本案は委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

日程第9、認定第9号平成30年度吉賀町水道事業会計決算認定について、討論を行います。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

日程第9、認定第9号平成30年度吉賀町水道事業会計決算認定についてを採決します。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。本案は委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は挙手を願います。

[賛成者挙手]

○議長（安永 友行君） 全員賛成です。したがって、本案は委員長の報告のとおり認定することに決定をいたしました。

日程第10、議案第72号

○議長（安永 友行君） それでは、日程第10、議案第72号平成31年度吉賀町一般会計補正予算（第6号）を議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは、議案第72号平成31年度吉賀町一般会計補正予算（第6号）でございます。

平成31年度吉賀町一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,860万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ74億5,349万8,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正による。

地方債の補正。第2条、地方債の補正は、第5表、地方債補正による。

令和元年9月30日提出、吉賀町長、岩本一巳。

1ページの第1表、歳入歳出予算補正でございます。

まず、歳入でございます。款10地方交付税、項1地方交付税、31億3,537万6,000円に1,268万6,000円を追加いたしまして、31億4,806万2,000円。

款15県支出金、項2県補助金、2億7,901万円に402万円を追加し、2億8,303万円。

款21町債、項1町債、13億5,645万円に190万円を追加し、13億5,835万円。

これに伴います歳入の合計74億3,489万2,000円に1,860万6,000円を追加いたしまして74億5,349万8,000円でございます。

2ページ、歳出でございます。款2総務費、項1総務管理費、8億7,278万1,000円に1,089万2,000円を追加し、8億8,367万3,000円。

款4衛生費、項1保健衛生費、3億7,296万6,000円に154万円を追加し、3億7,450万6,000円。

款9消防費、項1消防費、4億6,555万3,000円に389万4,000円を追加し、4億6,944万7,000円。

款10教育費、項1教育総務費、2億5,075万円に228万円を追加し、2億5,303万円。

これに伴います歳出の合計74億3,489万2,000円に1,860万6,000円を追加いたしまして74億5,349万8,000円になるものでございます。

3ページの第5表、地方債補正でございます。起債の目的、1、緊急防災減災事業債、補正前の2億2,650万円の限度額を2億2,840万円とするものでございます。

起債の方法、利率、償還の方法につきましては、補正前後で変更ございません。お読み取りをいただきたいと思っております。

4ページの事項別明細書以降につきましては、総務課長のほうから御説明申し上げますので、よろしく願いいたします。

○議長（安永 友行君） それでは、担当課長より詳細説明を求めます。野村総務課長。

○総務課長（野村 幸二君） そうしますと、議案第72号平成31年度吉賀町一般会計補正予算（第6号）につきまして説明をさせていただきます。

予算書につきましては7ページをお開きいただければと思います。7ページの上段から説明をまいります。

まず、総務費、総務管理費、11企画総務費、002企画総務費、調査分析委託料としての予算計上がございます。これの内容につきましては、9月24日の全員協議会で総合戦略の進捗状況について御報告をさせていただいております。その際にお示しをいたしました総合戦略、あるいは人口ビジョン、そうしたものの改訂作業に係る委託料というものでございます。

その下です。14生活安全対策費、003地域公共交通対策費、印刷製本費、調査分析委託料、生活交通再構築実証事業補助金、これらにつきましても、24日の全員協議会、このときに地域公共交通網形成計画の進捗状況について報告説明をさせていただいたところです。その際お示した内容がここに盛り込まれているというところで見ただけであればと思います。

それからその下です。15多文化共生推進費、001多文化共生推進費、庁用器具費としての予算計上です。内容について申し上げますと、これについては翻訳機について購入をするというものの費用を予算計上させていただいております。

次にいきます。衛生費、保健衛生費、5環境衛生費、003環境衛生施設費、補修工事と、それから維持管理工事費と分けております。施設を先に申し上げますと、吉賀町の斎場でございます。

まず、補修工事費ですけれども、ちょうど玄関を入ったところにホールがございます。その天井が雨漏りがあるというところで、急遽その対策が必要になってまいりました。防水工事の費用でございます。

それから、その下の維持管理工事費110万円の予算計上です。斎場につきましては、1号炉、2号炉という形で設備を整えておるところでございますが、2号炉について、今、焼却システムの基盤が故障いたして、2号炉が今稼働できない状況ということになりました。これについて、修理を行うという、こういう費用でございます。

それから、7ページが一番下です。消防費、消防費、4防災費、004防災設備等整備事業費設計委託料389万4,000円、これにつきましては、先ほどの全員協議会含めまして、これまでに御説明をさせていただいております、デジタル防災無線整備に係る設計委託料でございます。

それではまたおめぐりいただきまして、今度8ページです。教育費、教育総務費、2事務局費、002事務局総務費、調査分析委託料として228万円の予算計上です。内容について申し上げますと、小学校と中学校におけるICT機器の更新、これの、その前段として調査業務が必要になってまいりますので、その委託料でございます。さらに中身を申し上げますと、学校の教職員の方々がお使いになられている電子機器、パソコンの類いですけれども、そうしたもの。それから各学校に設置してありますパソコンルームというのがございます。そうしたものの中にある機器の更新が間もなく来るというところで、その前段として調査を行いたいというもの、そういう委託料を予算計上させていただいたというところです。

それでは、戻っていただきまして、今度は6ページ、歳入です。

まず、上から地方交付税、地方交付税、1地方交付税、普通交付税として1,268万6,000円です。今回の補正に係る財源の調整というところでお読み取りをいただければと思います。

それから、その下、県支出金、県補助金、1総務費県補助金、地域生活公共再構築実証事業補助金402万円予算計上、これについては先ほど地域公共交通網の予算のところの説明しましたけ

れども、それに対する県補助金のところを計上させていただいております。

それから、その下です。町債、町債、11消防債、防災設備等整備事業ということで190万円、これにつきましては、緊急防災減災事業債というところでの予算措置でございます。この内容につきましては、これまでのところで説明をした内容でございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（安永 友行君） 以上で、提案者の提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を許します。質疑はありますか。5番、中田議員。

○議員（5番 中田 元君） 7ページの環境衛生施設費ということで、斎場の2号炉修理ということですが、今、ほとんど1号炉ばかり使っていることはわかるとるんですが、この2号炉を修理することによって町民の利便性としてはどのようにになりますか。結局、同時に2台使えるのか、今、1日に2人とか3人とかになつとるものが、2号炉を直すことによって火葬の人数というか、利用度がふえてくるんですか、どうなんですか、2号炉やって利便性が上がるんかどうか、その辺のところの説明願いたい。

○議長（安永 友行君） 齋藤税務住民課長。

○税務住民課長（齋藤 明久君） お答えします。

火葬をしますと、一応その後1時間半あけると、冷やしたりする必要がありますんで、現在、2号炉が故障しておりますので、1号炉だけで何とかその分に対応はできるということなわけですが、そういった多数の御遺体を火葬する場合においては、やはり交互に使ったほうが安全といえますか、機械に対する冷やす時間といった部分が必要になってきますので、現在、1日3体の火葬が今の時間内で可能なわけですが、これについて無理をしたら1炉でもできるわけですが、先ほど言いましたように、冷ます時間等を考えますと、やはり2炉ないと1日3体の火葬ができないというように考えているところでございます。

○議長（安永 友行君） 5番、中田議員。

○議員（5番 中田 元君） 1時間半のあれがあるということで、そうするとあれですか、待合室のほうとの関連というのも何か関連が出てくるようなことになりませんか。

○議長（安永 友行君） 齋藤税務住民課長。

○税務住民課長（齋藤 明久君） お答えします。

一応、現在、火葬に1時間、約30分要すわけですが、2時間を、1度に2体を火葬するというようなことはしておりませんで、1体ずつということになる。それで、2時間で1体を火葬していくという考え方ですので、待合室等でその間に影響があるといったことはないというふうに思っております。

○議長（安永 友行君） 1番、松蔭議員。

○議員（1番 松蔭 茂君） 7ページの総務費の中で備品購入費、多文化共生推進費、これちょっと確認なんです、翻訳機の内容、英語かフランス語かドイツ語か、それ何カ国語かというのと、台数をちょっと聞いておきたいんですが。

○議長（安永 友行君） 齋藤税務住民課長。

○税務住民課長（齋藤 明久君） ポケットークという機種なわけですが、これについては現在74カ国語に対応していると。

この今回の補正であります、8月の臨時議会で予算を補正を通していただいた部分なわけですが、そのときは50台ということで予定しておりました。業者等への見積もり依頼をして、個人的な部分の約3万3,000円ぐらいの予算で考えておったわけですが、商業用というか、法人のライセンスが不特定多数の方が利用されるということで、新たなライセンスが必要ということがありまして、これについては1台当たりが定価で7万円でした。当初の予算において160万円余りの予算があったわけですが、これについては既に22台購入しておりまして、今後、今回の分につきましてはあと20台分の予算を要望しているということでもあります。町内の法人、各法人、関係団体に要望等をしたところですが、27台ばかりの要望が出たところ、実際、22台ということですので、幾らか不足していると。それからまた、そのほかにも利用する企業等も出られる可能性があるということで、今回、20台分の予算要求をお願いしたということでもあります。

○議長（安永 友行君） 11番、藤升議員。

○議員（11番 藤升 正夫君） 消防費のところで聞きをいたします。前の全員協議会等で説明されてた中で、今の同報系の防災無線の課題として、機器の老朽化による故障や不調が増加傾向にあり、親局設備の故障により一部機能停止し、専用機器であることから、部品の製造中止や高額な修理費用が必要であるというふうに言われていたんですが、これについては今も変わらないということですか。

○議長（安永 友行君） 野村総務課長。

○総務課長（野村 幸二君） そうした説明をしてみました。今も変わりません。そのようにお答えをさせていただきます。

○議長（安永 友行君） 11番、藤升議員。

○議員（11番 藤升 正夫君） それで、本日示されました全員協議会の資料のところ、携帯無線の無線網についても同報系の中に加えてやるということで、携帯無線の今専用の防災のアプリでありますとか、何を通して情報が伝わるようになるのか、この点お聞きします。

○議長（安永 友行君） 野村総務課長。

○総務課長（野村 幸二君） 本日、お示しをした資料の1ページの下のところでお示しをしてお

るところではありますけれども、防災行政無線システムから民営設備への、要はここで連携をするという、こういうことで考えております。

○議長（安永 友行君） 3番、桜下議員。

○議員（3番 桜下 善博君） 防災設備費の件であります。先ほど全員協議会でもいろいろ説明をお聞きしました。私が思うに、七日市の大規模火災があったために、計画を変更したということなんですが、副町長からもメリット、デメリットの説明がありました。この七日市の大規模火災がなかったら、このメリット、デメリットというのはわからなかったんでしょうか。

というのが、メリット、デメリットということを随分強調されましたが、これは七日市の火災があったために計画変更した。そのための理由はメリット、デメリット説明されましたが、つまりこれは最初から七日市の火災があろうが、なかろうが、このメリット、デメリットというのは最初からわかっていたと思うんです。それを計画の変更が、さも七日市の火災があったために計画変更したというような説明なんです。先ほど中田議員もいろいろ聞かれていましたが、どうもこの3カ月の間に簡単に計画が変わるということは、七日市の火災があったためということを随分強調されますが、ちょっと理解ができないとこんなんですが、この火災がなければ、このメリット、デメリットというのはわからなかったんでしょうか、わからないというか、理解できなかったんでしょうか、そこをお聞きします。

○議長（安永 友行君） 赤松副町長。

○副町長（赤松 寿志君） お答えさせていただきます。

先ほどの全員協議会で説明させていただきましたけれども、メリット、デメリットということと、ここに書いてあるとおりなんですけれども、これについて想定されなかったということですが、これ当然、最初から検討する中において、一方では強みの部分であり、一方では弱みの部分というのは当然最初の検討段階から、その辺のところはわかっておりました。あくまでも、それで何を重要視するかということとで検討させていただいて、当初の予定では、やはりコスト性であるとか、利便性のほうを優先させていただきました。安全性のほうは、むしろどれかという、後回しといたしますか、そういうふうな検討をさせていただいたということでございます。

ただ、ああして実際に火災が起こって、それでどうだったかと、そういった一部で使えない、そういったことが発生したということで、やはり安全性というのをやはり重要視しなきゃいけないというところで、それで今回のほうで安全性のほうを優先させていただくということで、方針のほうを変更させていただいたということでございます。

○議長（安永 友行君） 3番、桜下議員。

○議員（3番 桜下 善博君） くだいようかもわかりませんが、要は七日市の、そのいろんなメリット、デメリットありますが、今、副町長説明されましたが、七日市の火災がなかった場合、た

らればはこの議会の中で不自然かと思いますが、もし答弁できるのであればお聞きしますが、七日市の火災が仮になかったと、起きなかったとした場合は、最初のとおり、最初から携帯通信網を使った方向でやるということだったのでしょうか、そこをお聞きします。

○議長（安永 友行君） 赤松副町長。

○副町長（赤松 寿志君） お答えさせていただきます。

当初、予算を組んだのは、そういうことを思って組んだわけでございますので、そのまま進めさせていただいたと思います。

冗長化がすぐには難しいということでありまして、やはりその辺、将来的にわたってはその辺の期待もできるということもあったんですけども、その見通しが甘かったということも事実だろうというふうに思います。

○議長（安永 友行君） 8番、大庭議員。

○議員（8番 大庭 澄人君） 今の防災の関係で、設計委託料とあります。その設計委託料というのはほかにもいっぱい総務課でも企画課とか、全ての課に出てくるんですけど、設計委託ちゅうのも、そういった火災で断線するとかいった、そういったことも想定しての設計するのではないんかと思うんですけど、何のために設計委託するのか、けさの全協の説明みたいな感じのやったら、町の職員でも想定できて、判断できるはずですよ。そんな感じの設計委託料何百万、年間通した全ての数すりゃ億以上の設計委託料が出されているわけですけど、無駄な金になるんじゃないかなど。ちょっと外れてしまうので、消防費に限って申しますけど、そういった状態、何のための設計委託であったのか、そういったことも、火災等断線も見越しての設計委託ではないのか、その辺もお願いします。

○議長（安永 友行君） 野村総務課長。

○総務課長（野村 幸二君） 設計委託という言葉の説明になって恐縮ですけども、設計にもいろいろなやり方が、内容があります。例えば、よく使うのは基本設計、実施設計とかいう、こういう言葉を使うと思います。基本設計というのは、コンセプトも含めて大まかに設計を組む。そして、それを、その際にいろんな選択肢の中からどれかを選んで、そして、決めた基本設計の内容で実施設計に移るといような、こういうこともあります。

内容によっては、もう既に中身がある程度固まっておるものでしたら、基本設計と実施設計をあわせるといいですか、ずばり実施設計を行うという、こういうふうなやり方もございます。それは、その内容によってさまざまなやり方があるということは御理解いただければと思います。

それで、今回の防災無線のこの件ですけども、もともと基本設計と実施設計をあわせて作業を進めてまいりました。その基本設計のところで幾つかの主要な方策を比較検討、そうしたところから始めて、一旦、携帯通信網を活用したシステムを、これを整備していくというふうな、こ

ういう流れで、そして、今、説明をしておりますデジタル防災行政無線の方式、こちらのほうに、切りかえたというような、こういう流れになっているということでありまして、設計委託の中にもいろいろなやり方があるということで御理解いただければというふうに思います。

○議長（安永 友行君） 8番、大庭議員。

○議員（8番 大庭 澄人君） ちょっと、私の頭では、今の説明では理解できないんですけど。

要は、携帯電話を利用しての防災システム、それも設計していただいて、その中で判断されたとは思うんですいね。それで、そういった断線による障害が起きたという、それはもう設計ミスではないのか。だから、こっちの無線の行政防災無線システムに変更となったと思うんですけど、そこら辺で、また、これ新たに設計料が発生するという、どう住民説明、私ども議員に説明もちょっとようわからんのやけど、どう住民説明するつもりなのか、そこを再度。

○議長（安永 友行君） 野村総務課長。

○総務課長（野村 幸二君） 本会議前、先ほどの全員協議会でも説明をさせていただきました。

今回の火災の事象、それまでのところで携帯通信網、それからデジタル防災無線、これの比較をずっとしてきていて、実際に、そこに、この火災の事象を当てはめると、携帯通信網ではバツがつくという話です。

これについては、もう既に、比較表を全員協議会で以前お示しした中で、バツというか、その部分では非常にリスクが高いという、こういう表現でお示しをさせていただいておりますし、設計業者さんから示されたそういう内容でもありますし、我々もそうしたところで認知をしているというところなんです。

したがって、設計ミスかどうかと問われれば、それは設計ミスではないというふうに考えております。

○議長（安永 友行君） 11番、藤升議員。

○議員（11番 藤升 正夫君） 3月までの中で、今の分ですが、携帯通信網活用事業システムの導入による効果の②のところ、地域コミュニティにおける共助の支援や強化という項目、2点上がっておりますが、この部分というのは、今回どのような形で実現はされるのか、されないのか、お聞きします。

○議長（安永 友行君） 赤松副町長。

○副町長（赤松 寿志君） お答えします。

携帯網でしたら、双方向通信とかそういったことで期待ができる部分はあるんですけども、今回の分でそういったところはできなくなりますので、もう、今考えられるとすれば、やはり自主防災組織の結成でありますとか、そういったところでの、やっぱり共助の部分を進めていくというところしかないのかなというふうに思っております。そういったところで、近所に声かけをし

ていただいたり、そういった中でコミュニティをとっていくという方法しか、ちょっととれないのかなというふうに思っております。

○議長（安永 友行君） ほかにありませんか。5番、中田議員。

○議員（5番 中田 元君） これ、もう補正予算が出ておりますのであれなんですけど、私、先ほどの、いろいろ言いましたけれども、この防災無線のことについて、私が執行部に一言言いたいんですが。

けさの全協から今の説明について、どうも、口上ではいろいろなことを言われておりますけれども、実際に、3月の定例会において、執行部が提案したことに、これは慎重審議かけて、そういう案を提出されたわけなんですけど、今、私から執行部のあれをずっと聞いていると、そういうふうな災害があったということも事実ですけれども、それに乗じて、何か、私から聞くと、逃げ口上と言うちゃいけないのかもしれませんが、何かそういうふうな感じなんで、私は、当然、3月の議会の折に、携帯のところ、議員さんも皆さんも賛成されておられます。

そういったことに関して、私は執行部のほうからある程度、その案を出したことについての何か言葉があってもいいんじゃないかと思いますが、その辺いかがですか。ただ、ああだった、こうだったという説明ばかりでなしに、その辺、課長、どうですか。

○議長（安永 友行君） 野村総務課長。

○総務課長（野村 幸二君） 今回のこの情報伝達手段、これについて、これまでの議会の皆様方にさまざまな御議論をいただきました。そうした経過も踏まえた上でというところでの現在のこちら、私どもからの御提案というところでございます。

本当に、何度も説明して申しわけないですけれども、どちらにしても一長一短があるシステムであるということ、それから、一方では、将来性、コスト性、そうしたものに重きを置いて最初に判断をしたということでもあります。それが今、方式の転換というような状況になったと。この数カ月でそうだったと言われれば、そういうことになる、それは受けとめないといけないと思います。

それから、これも何度も申し上げておりますけれども、七日市の火災を経験いたしました。私も現場におりまして、目の当たりにいたしました。そこで、その後さまざまな、役場としてはいろいろな対策といいますか対応をさせていただきました。いろいろとそうしたところで、現実的にそうした大規模な災害、火災を目の当たりにした住民の皆さんがおられ、そうした方々の目線といいますか、そうしたところで、じゃ、この整備事業をどのように進めていったらいいのかというようなところで、こちらとしてもいろいろと悩んだということなんです。

本当に、いろいろな議論がこの件についてはあることを私は承知をしております。幾ばく、ちょっと私見めいた話で申しわけないですけれども、ああした、いわゆる火災を経験された被災者

の皆さんが、さて、この話を聞いたときに、どういうふうに取り受けるんだろうかというようなところも、正直、今回の考えに至った理由の一つにはあるというところです。

それから、私どもの提案が変わってしまうという、そうしたこと。それから、それによって時間、それから費用、そうしたものも、それはかかっていることも承知しております。この点については、また、これもあわせて重く受けとめて、また今後に生かしていかなければならないというふうに思っております。

以上です。

○議長（安永 友行君） 3番、桜下議員。

○議員（3番 桜下 善博君） 課長、今、副町長は、私の質問に対しまして、認識が甘かったということを言われました。課長はそれを思わないですか、担当課として。副町長が認識が甘かったということを述べられました。今、課長は、当面担当課の課長として、それは認めるべきじゃないでしょうか。

今、中田議員もそういう思いで、いろんな議論ありました。けれども、一言、こういう大きく計画を変更しなきゃならないということについては、本当に、今、議論をしているわけです。予算も絡みます。一般財源も、これは1億円ぐらいかかる事業であります。それを、七日市の火災があったからこそ計画を変更したという理由なんですけど、副町長が認識が甘かったと、今、言われたんですよ。担当課の課長として、やはり、それは素直に認めるべきじゃないでしょうか。そのことを、中田議員は、先ほど、質問したと思うんですよ。いろいろ議論があった、議論があったというばかりですね、そこは、やっぱり課長、認めることは認めるじゃないでしょうか。そこをお聞きします。

ちょっと厳しい言い方もわかりませんが、これは、議会にとっても本当に大きいことなんですよ。一般財源が1億円もかかろうかという大きい事業ですよ。それを根本的に計画をやりかえる。それを、七日市の火災があったからこそやりかえるというと、七日市の火災に遭われた方のことを思ってと、今言われましたけど、それはそうかもわかりませんが、これだけ時間を費やして、全協を3回もやり、これだけ予算も、補正予算も組み替えてやるというような、用途は、やっぱり素直に、副町長でさえ認識が甘かったということを言われましたので、担当課の課長として、それは認めるべきじゃないでしょうか。そこを、お聞きします。決して、個人的に厳しくということじゃないんです、済いません。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 失礼いたします。言葉がうまく伝わらなかったところも多分にあるかもわかりません。

先ほど、副町長言いましたように、七日市の大火災を出すのはいかがかと思いますが、ただ、

なかなか想定ができない事案が発生をしたということでございまして、端的に言えば、認識が甘かったというか、まだまだ掘り下げて、これまで、やはり議論をするべきところがやっぱりあったんだろうと思います。

その部分を、今回、5月の中旬以降、改めて事務方のほうで議論を深めさせていただいたと。その中で、何度も申し上げますが、やはり、こうした情報伝達的手段につきましては、コスト性、利便性、さらには将来性、これを、これまでは幾らか全面に出しながら、ここを優先的に、将来どうあるべきかというところで議論させていただいたのがこれまでの方式でございます。

ところが、ああしたことがあって、まだまだ、やはり、皆さんの生命、財産を守るためにはどうしたらいいかということになれば、やはり安全性と耐災害性を最重要項目にして考えなければならないということで、これは、これまで今回の方針を、いわゆる転換をする、方針といいますか手法なんですけど、これを転換をすると、ここで何度も申し上げましたが、やはり、そこに行き着いたということでございます。

ですから、これまでの協議の中で、足らずのところ、改めて今回、また浮き彫りにされて、それをベースに、やはり考えたところ、結果的に同報系のこの方式に行き着いたということでございます。

これまでも、ほかの議員さんからも、これまでの積み上げはどうであったかという御叱声をいただいております。これは、本当に事実でございますから、受けとめなければならぬというふうに思っています。

今回、こうして補正の案件を上程をさせていただいたわけですが、これが可決された暁には、一刻も早く整備をさせていただいて、まさに、皆さんの安全性と耐災害性が担保できるように、しっかり施策の実効性、スピード感を持って対応させていただきたいと思っております。

○議長（安永 友行君） ほかに質疑はありませんか。8番、大庭議員。

○議員（8番 大庭 澄人君） 総務費の、先ほど言いました多文化推進費の中で、翻訳機の件なんですけど、最初、3月議会では50台と言われたと思うんですけど、それがいつの間にか74台で24台ふえとるんですいね。それで、50台にしても多過ぎるのに、何で74台も必要なのか。そんな外国人って、そんなに事業所を見ても三、四カ所ぐらいなのに、そんな必要があるのか、そこをお願いします。

○議長（安永 友行君） 齋藤税務住民課長。

○税務住民課長（齋藤 明久君） お答えします。

ちょっと、先ほどのこちらの答弁がちょっと伝わらなかったというように思ったところですが、当初ではなくて補正のときだったんですが、最初に補正でお願いした分につきましては50台と

ということで要望しとると。ですが、そのときの単価が3万3,000円ぐらいの見積もりをもとに50台ということで予算要求をさせていただきました。

実際に、その後、関係業者ですね、町内の企業さん等に希望台数等の調査もしたわけです。その中で27台ばかりの要望が今、上がってきたところです。

当初、先ほど言いました3万3,000円で見積もりをしたところですが、本来、不特定多数の方が利用されるという部分がありまして、ライセンスを法人向けのライセンスでないと利用できないということが判明し、実際に発注した金額については7万円、競争見積もり等をさせていただいたんで、実際は単価で6万6,000円なわけですが、それによって、既に22台の購入を行っております。まだ、5台は不足するわけですが、庁舎とか、そのほかの企業さんでもまだ利用する可能性もあるということで、今回、追加で20台分の要望をさせていただいて、合計で42台分の予算ということで御理解をいただきたいというふうに思っているところです。

○議長（安永 友行君） 8番、大庭議員。

○議員（8番 大庭 澄人君） 翻訳機が企業の要望調査でまだ要ると言われてふやしたというんですけど、企業は、こういうことを言うてはあれですけど、企業の都合で働く人がいないので外国人雇わざるを得ないという状況の中で、翻訳機は、やっぱり町が準備せないけんもんなんか、そこら辺もちょっと見解をお願いしたいのと、あとライセンスが必要と、その翻訳機使うのに資格が要るんですか、その説明をちょっと、ようわからんです。

○議長（安永 友行君） 齋藤税務住民課長。

○税務住民課長（齋藤 明久君） この目的につきましては、外国人の多文化共生という部分で、行政として、働いておられる外国人、修学されている外国人の支援、また、企業の支援という意味で予算化をさせていただいたということでありまして。

このライセンスという分ですが、団体、法人が利用されるということになりますと、不特定多数の方が利用されるということで、この会社から、商用業務利用許諾といったものを取る必要があります。そういった部分が、個人が利用されるより必要になるということで、当初見積もりいただいていた金額より、法人向けといった部分で単価が上がったということで御理解いただきたいということでありまして。

○議長（安永 友行君） 8番、大庭議員。

○議員（8番 大庭 澄人君） 法人で使用する場合は使用許可が必要と。それは政府が求めておるんですか、それとも、多分翻訳機、ポケットークかと思うんで、それをつくった会社が求められるのか。それと、そこまで行政が、ちょっと変な言い方ですが、面倒見る必要があるのか、その見解、それをお願いします。

○議長（安永 友行君） 齋藤税務住民課長。

○**税務住民課長（齋藤 明久君）** このライセンスといいますか、そういった許可については会社、ソースネクスト株式会社というところがつくっておられるわけですが、その許可が必要と、その許可料が個人より法人が高いということになるということです。

この支援については、国等もいろいろ補助金等の部分を考えていたところですが、当初は、人口がかなり多いところでないとなかなか難しい部分もあって、この辺について検討・協議もしたところですが、特別交付税措置でそういった機器の購入が可能であるというお話をいただいたものですから、うちとして、そういった、全て一般財源ということではなくて、特別交付税の部分もあるということで計画させていただいた。あくまでも、今後ふえていく外国人の多文化の共生、また、そういった雇われておる企業の支援という意味で事業を計画させていただいたということでもあります。

○**議長（安永 友行君）** ほかにありませんか。（「議長、修正動議」と呼ぶ者あり）11番、藤升議員。

○**議員（11番 藤升 正夫君）** ただいまの予算に対します修正動議の提出をいたします。

○**議長（安永 友行君）** ただいま、11番、藤升議員から、一般会計補正予算（第6号）に対する修正動議の提出の申し込みがありましたので、ここで約10分間、しばらく休憩します。

午前11時17分休憩

.....
午前11時29分再開

○**議長（安永 友行君）** それでは休憩前に引き続き会議を開きます。

なお、先ほど、お手元に修正動議に関する議案等は、お手元にお配りしておきましたが、配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**議長（安永 友行君）** それでは、議案第72号平成31年度一般会計補正予算（第6号）に対して、11番、藤升議員のほうから、お手元に配りました修正の動議が提出されています。したがって、これを本案とあわせて議題とします。

まず最初に、提出者からの説明を求めます。11番、藤升議員。

○**議員（11番 藤升 正夫君）** それでは、提出に先立ちまして、その理由についてまず申し述べた後、提出をさせていただきたいと思えます。

3月議会までの中で、吉賀町防災行政無線整備方針についての検討結果報告書が説明をされておりますが、この中で情報伝達のシステム決定に際して、課題として検討会上げていたことに、機器の老朽化による故障や不調が増加傾向にあり、親局設備の故障により一部機能停止、専用機器であることから部品の製造中止や高額な修理費用が必要であると課題は上げておりました。

また、整備方針といたしまして3点上げております。

携帯通信網活用事業システム方式による整備の実施。

1、災害発生前後の情報伝達の確実性を備えており、個人への直接伝達や双方向通信により迅速な対応、避難等が実現できること。

2、防災情報の伝達にとどまらず、行政情報、職員参集、自治会情報などでも利用できる仕組みとし、平時から利用することで住民に根づく手段となり、緊急時にも活躍する情報伝達基盤とする。

3、携帯通信網を活用し、事業費削減と品質確保をする。

そして、システムの導入による効果のところ、②に地域コミュニティにおける共助の支援や強化というものがあります。その最初に、実働要員となる職員や消防団員向けの情報配信で、子どもや要配慮者への避難誘導などの初動活動をいち早く開始。自治会放送としての活用で地域コミュニティを再構築し、住民自治活動を基盤とした地域づくりを進めるというものがあります。これは、双方向通信の中で特に自治会の活動のところでは関連をするものであります。

そして、③の中で、長く使い続けるための将来性と拡張性について、今言いました双方向通信での情報伝達、そして携帯電話、スマートフォンを活用した個人への直接伝達、高い汎用性品率で、これが96.7%ですが、代替品の調達も容易で安価、今後の技術革新の進展にも対応可能。

④の民営網・携帯通信網の活用の中では、自営無線設備では難しい大規模災害時のサービスの継続性、迅速な復旧を実現と記述をしております。

必要な情報をさまざまな状況下にある一人一人の住民、家の外や町外にいる人にも、屋外拡声器、IP告知端末、防災タブレット、町ホームページ、緊急速報メール、防災アプリなどによる情報取得ができる環境づくりにつながります。さらに文字による伝達、聞き直しができるといった点でも伝わる防災情報網となります。

今の同報系では、家にいないと情報が少なく、雨・雪のため拡声器の音や電波の乱れにより、放送で何と言っていたか、正確に伝わらない場面が多くあります。またスマートフォン、タブレットからの放送が可能であることから、職員が庁舎の外から放送ができる。自治会レベルでも、自治会長からの情報提供ができるだけでなく双方向通信が可能となることから、要配慮者からの避難のための応援要請であったり、避難所情報に対応するなど、きめ細かな情報収集に基づく支援体制をとることが可能となります。

特に体の不自由な方等に対しましても、双方向通信という形で、要配慮者宅に設置したタブレットに簡単な幾つかの選択肢を送付し、それに答えてもらう。そのような簡単な仕組みでも双方向としてできる。そういう仕組みにつながるものであります。

さらには、8月30日に全員協議会で示されました再検討結果の別紙3、同報系システムのメ

リットの最初に、自営網による整備、無線回線を利用することにより安全性・確実性を確保できますとありますが、内閣府の令和元年台風15号に係る被害状況等について見ると、9月9日に千葉市に上陸した台風15号の影響により、市町村防災行政無線同報系も多くの被害を受けたものの、状態を把握し内閣府が出したのが、上陸から7日後の16日の13時の報告でした。このとき、14の市と町が一部停止中、その後19の市町で被害情報が報告され、最新の27日情報でも11の市町で一部停止中となっています。(発言する者あり)

一方の携帯通信網、NTTドコモはデータ通信の速度制限など、最大で45市区町村で支障があり、19日の12時55分に全てのエリアで回復しています。このようにどちらのシステムであっても、大規模災害に対する安全性・確実性があるとは言いがたいのが現実です。

携帯通信網活用方式のデメリットとして、停電時の発電容量は24時間となっていますとありますが、管理するところでは監視状態を常に行っており、停電情報を得て行動に移すことと中継局の立地場所が道路近くにあることからなど、24時間以内の燃料供給ができる体制ともなっています。

また、状態監視や復旧予定等について行政は把握できない部分が発生するおそれがありますと、デメリットに上げておられますが、機器の状態監視を吉賀町の状態確認画面で監視できることと、定期的な机上訓練等によって災害時の業者からの報告を必ず入れるなどの対策でカバーができるというふうに考え、このたびの補正予算に上がっております一部の削除を求めるものを提出するものであります。

読み上げて行います。

吉賀町議会議長、安永友行様。令和元年9月30日。発議者、吉賀町議会議員、藤升正夫。

議案第72号平成31年度吉賀町一般会計補正予算(第6号)に対する修正動議。

上記の動議を地方自治法第115条の3及び会議規則第17条の規定により、別紙修正案を添えて提出します。

めくっていただきまして、議案第72号平成31年度吉賀町一般会計補正予算(第6号)に対する修正案。

議案第72号平成31年度吉賀町一般会計補正予算(第6号)の一部を次のように修正する。
第1条中、「1,860万6,000円」を「1,471万2,000円」に、「74億5,349万8,000円」を「74億4,960万4,000円」にそれぞれ改める。

第2条を削る。

第1表、歳入歳出予算補正の一部を別紙のように改める。

第5表、地方債補正の表を削る。そして、めくっていただきまして第5表の地方債補正の分を削る分を上げております。

もう一枚めくっていただきまして、第1表、歳入歳出予算補正のところで、歳入の地方交付税、補正前の額が31億3,537万6,000円で、補正額が1,268万6,000円となっていたものを1,069万2,000円とし、計を31億4,606万8,000円とするものです。

町債につきましては、補正前の額が13億5,645万円で、補正額が190万円となっておりますが、これをゼロとし、合計額も補正前の額と同じ13億5,645万円とします。

歳出につきましては、消防費について補正前の額が4億6,555万3,000円、補正額が389万4,000円となっておりますものを補正額をゼロとし、合計の金額についても補正前の額と同じ4億6,555万3,000円、そして歳出合計については、補正前の額74億3,489万2,000円、補正額1,471万2,000円、合計74億4,960万4,000円とします。

めくっていただきまして、歳入歳出補正予算事項別明細書であります。

歳入のところでは、先ほど示しました数字と同じでありまして、補正額を1,069万2,000円とし、合計額を31億4,606万8,000円、そして町債におきましては、補正額をゼロとし、そのまま補正前の額と同じ13億5,645万円、歳入合計におきましては、補正額1,471万2,000円、合計74億4,960万4,000円。

歳出におきまして、消防費がございます。消防費のところの補正額が389万4,000円を削り、補正前の額と同じ4億6,555万3,000円とします。歳出合計につきましても、先ほどの額と同じとなりますが、補正前の額74億3,489万2,000円で、補正額が1,471万2,000円、合計74億4,960万4,000円となるものであります。

財源の内訳は、お示しのとおりでございます。

歳入になりますが、これは先ほどの説明と同じですので、地方交付税のところについては省略をいたします。

そして、町債のところにおきましては、緊急防災・減債事業債ということで190万円上がっていたものをゼロとして、消防債のところを合計額を2億2,650万円とし、合計額におきましては、町債のところは13億5,645万円となるものであります。

そして、最後のページになりますが、消防費のところの説明のところですが、総務課の防災設備等整備事業費389万4,000円、設計委託料ですが、これを削るというのが今回の修正の中身でございます。

このことにより、3月に提案されました携帯無線網の活用した形での防災情報等々の確保をするための設備をするのが妥当と考えて、修正を出した次第でありますので、よろしく願います。

○議長（安永 友行君） それでは、ただいま提出者の説明が終わりました。

本案とあわせて、修正案に対しても質疑を許します。質疑はありませんか。ありませんか。よ

ろしいです。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑が終わりましたので、これから討論に入ります。

その前に念のため申しわけでありませんが、討論の仕方についてを説明しておきます。討論の順番は、1番目に原案、修正案ともに反対の討論、2番目に原案に賛成の討論、3番目に修正案に賛成の討論を行います。

それでは、議案第72号平成31年度一般会計補正予算（第6号）についての討論を行います。

初めに、原案、修正案ともに反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 続いて、原案に対しての賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） よろしいです。

続いて、修正案に対して賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） よろしいですね。

全て討論はありませんでしたので、討論なしと認め、これで討論を終わります。

議案第72号平成31年度一般会計補正予算（第6号）について採決します。

初めに、11番、藤升議員から提出された修正案について採決をします。この採決は起立によって行います。

修正案に賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（安永 友行君） ただいま採決の結果、日程第10、議案第72号平成31年度吉賀町一般会計補正予算（第6号）は、可否同数でした。したがって、地方自治法第116条第1項の規定により、議長の採決権を行使します。

日程第10、議案第72号平成31年度吉賀町一般会計補正予算（第6号）の修正案については否決とします。

次に、原案について採決します。原案についても起立によって採決します。

原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（安永 友行君） ただいまの起立による採決の結果、可否同数です。したがって、日程第10、議案第72号平成31年度吉賀町一般会計補正予算（第6号）は可否同数でありますので、地方自治法第116条第1項の規定により、議長の採決権を行使します。

日程第10、議案第72号平成31年度吉賀町一般会計補正予算（第6号）は可決とします。

日程第11. 同意第2号

○議長（安永 友行君） それでは、日程第11、同意第2号教育委員会委員の任命同意についてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは、同意第2号教育委員会委員の任命同意についてでございます。

下記の者を吉賀町教育委員会委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第2項の規定により議会の同意を求める。

1、住所、広島県安芸高田市□□□□□□□□□□□□。氏名、武岡伸彦、□□□□□□□□□□□□生まれでございます。

令和元年9月30日提出、吉賀町長、岩本一巳。

提案理由。

吉賀町教育委員会委員、武岡伸彦氏の任期が令和元年11月11日をもって満了するため、次期委員を任命しようとするものでございます。どうかよろしくお願いいたします。

○議長（安永 友行君） それでは、提案者の提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を許します。質疑はありますか。よろしいです。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですので、質疑は終わります。

これより討論を行います。反対討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

日程第11、同意第2号教育委員会委員の任命同意についてを採決します。この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（安永 友行君） 全員賛成です。したがって、日程第11、同意第2号教育委員会委員の任命同意については同意することに決定をしました。

日程第12. 議会活性化特別委員会の調査報告について

○議長（安永 友行君） それでは、日程第12、議会活性化特別委員会の調査報告についてを議題とします。

お手元に配付のとおり、議会活性化特別委員会より報告書が提出されております。議会活性化特別委員長からの報告を求めます。1番、松蔭議会活性化特別委員長。

○議会活性化特別委員長（松蔭 茂君） 議会活性化特別委員会の調査報告を行います。

朗読をもって報告と替えさせていただきます。

令和元年9月30日、吉賀町議会議長、安永友行様。議会活性化特別委員会委員長、松蔭茂。委員会調査報告書。

本委員会に付託された調査事件について、会議規則第77条の規定により、下記のとおり報告します。

記。1、調査事件、件名、議会活性化に関する調査研究。2、調査の結果又は概要、別紙「議会活性化特別委員会報告書」のとおりであります。

それでは、報告を読み上げます。

議会活性化特別委員会報告書。

1、吉賀町議会の現状について。地方分権改革の進展により、地方公共団体の自由度が拡大し、自主性及び自立性の高まりに求められる中、住民の代表機関である地方議会の果たすべき役割と責任が重くなっている。

一方、町村議会においては、全国的な人口減少や高齢化の進行の影響などもあり、議員への立候補が減少するなど、議員のなり手不足が深刻化している。市町村議会の全国的な状況は下表のとおりである。

このことは、吉賀町議会においても例外ではなく、平成29年10月に実施された町議会議員選挙においても、12名の定員に対し、立候補者は13名（平均年齢67歳、女性1名）であった。

人口段階別による無投票当選の状況。これは表のとおりでございます。

2、議会活性化特別委員会の設置について。

平成30年1月5日付で、議長より議会運営委員会に対し、多様な人材（若手層、女性）を確保するための環境整備について調査研究してほしい旨の諮問があり、議会運営委員会で検討後、平成30年第1回定例会において、発委により議会活性化特別委員会を設置した。設置期間は令和元年9月30日まで。

委員会構成は、議長を除く11名全員で構成し、具体については2部会に分けてそれぞれ検討することとした。第1部会は、議員のなり手確保について（主に外部に対しての検討）、第2部会は、議会改革について（主に内部的なものの検討）を議論することとした。

委員の構成は、委員長を松蔭茂、以下、全議員でございます。

3、調査の経過は、第1回を平成30年6月5日に行いまして、以後14回行いました。その間、議員研修として平成30年11月13日、東京において「地方議会における議会改革について」の研修を行いました。

4、アンケート調査について、議会に対する町民の声を把握するため、平成30年11月から12月に吉賀町内全域を対象として、吉賀町議会に関するアンケート調査を実施し、回収率は32.3%であった。

調査は、基本事項（3項目）、議会への関心度（3項目）、議員のなり手不足（3項目）、議員報酬（1項目）、議員定数（1項目）、議会への評価・意見（4項目）の計15項目について行った。

調査結果は、別添「議会だよりよしか臨時号（2019年2月発行）」のとおりである。大変厳しい意見、貴重な意見を各部会での議論の参考とした。

なお、町執行部に対しての意見、要望は、伝えているので適切に対応されることを望むものである。

5、今後の取り組みと課題について。

本委員会及び各部会においては、議員間の自由な議論により、現状や課題について共通認識を深めることに主眼を置いたため、かなりの時間を要した。

議会が町民の代表機関として適切な役割を果たすためには、多様な人材が議員として参画することを求められており、そのためには、議会が自主的な取り組みを積極的に展開し、議会の魅力を高め、町民の信頼を得るとともに、議員に立候補し、活躍できる環境を整えることが必要である。

吉賀町議会としての今後の取り組みや課題は下記のとおりであり、実行できるところから順次対応していかなければならない。

（1）議会や議員への町民の理解について。

アンケート結果に見られるように、「議員のなり手不足の理由については、議会に対する町民の無関心」が最も多く、町民に議会の役割や議員活動への理解を深めてもらう取り組みが必要である。

①議会報告会の開催について。

公民館単位（5地区）で年1回開催する。地元出身の議員は出席しない。議長ほか4名の議員とし、議長は地元には出席しない（副議長が出席）。4名の議員より代表者（進行役）と書記1名を選出する。手法・方法については他町村議会の実例を参考とする。

②町民との意見交換について。

青年、女性団体などのグループの会合に議会側から出向いて意見交換を行う。テーマを決めて

も決めなくてもよい。周知は議会だより等で行う。議員は順番に3～4名程度出向く。

③模擬議会の開催について。

子ども議会は高校生を対象とする。第1回目は高校生を対象とし、その後高校生以外の各分野からも意見を聞いて町づくりに反映させる。場所は本会議場で開催する。参加者は12名とし、議員がアドバイスをする。

④情報公開について。

議案の重要案件については、採決を含めケーブルテレビ放映を行う方法で協議する。傍聴人をふやすためテロップ放送等の活用をする（テロップ内容は主な（重要）議案や詳しい日程など）。現在も実施しているが、公民館等に傍聴の呼びかけを引き続き行う。今後、本会議のインターネット中継も他町村を参考に検討する。

（2）多様な人材の参画について。

アンケート結果に見られるように、女性や子育て世代の方が議員になるための条件整備については、家族・職場の理解が6割を占めており、多様な人材が参画しやすい環境づくりは急務である。しかしながら、法制度、財源確保などの単独の地方議会では解決できない問題がほとんどであり、吉賀町議会として、国会、政府に対して意見書（案）を提出するものである。また吉賀町議会として、独自の規則改正等で対応できるものは早急に行うべきである。

①意見書（案）の要望項目については、意見書は別紙のとおりであります。

内容については、兼業禁止の緩和。政治分野における男女共同参画の推進。休暇・休職・復職制度の整備。議会費に係る財政措置の充実。手当制度の拡充。保育スペースやバリアフリー化の整備。厚生年金への地方議会議員の加入。

②吉賀町議会会議規則等の改正について。

吉賀町議会会議規則第2条第2項に規定する欠席の届出理由は、出産以外にも育児休暇・介護休暇の規定を設けるとする。

（3）議員報酬、議員定数について。

アンケート結果に見られるように、「議員報酬、議員定数の妥当性については、多い」と約4割の方が否定的であった。しかし一方では、「わからない」が2割前後を占めており、「議会・議員活動がよくわからないので判断できない」ということも読み取れる。このことについては、議会報告会、意見交換会等を通して町民への理解を求めていく取り組みが必要である。

①議員報酬（20万3,500円）について。

島根県内の町村議会11町村の平均月額報酬は19万2,745円である。

議員報酬の改定は、現在、吉賀町特別職報酬審議会に委ねられており、町民の客観的な意見を参考に決定されるべきものであって、議会として検討する事項ではない。ただし、議員活動を行

う上で最低限の報酬は必要であり、若年層が議員に参画できない一因になっていることも事実である。

②議員定数（12人）について。

島根県内町村議会11町村の平均定数は11.6人である。議会が町民の代表機関として、町民の多様な意見を反映するためには、適切な定数が必要であることは言うまでもない。本委員会では定数の議論は行っていないので、今後の検討事項であるが、改正に当たって議会はその理由について説明責任を果たさなければならない。

（4）議員の資質向上について。

アンケート結果では、「議員のなり手不足の理由」、「議会・議員に期待すること」、「自由記述」の項目においては、議員の資質向上を求める意見が多く見られた。議員の資質については、各議員が町民の声を重く受けとめ、町民の負託に応えるために政策形成及び立案能力向上のための自己研さんに努めていく必要がある。議会としても議員力向上のための有用な視察・研究・勉強会等は積極的に開催し、また参加していく必要がある。

（5）議員間討議について。

議会基本条例第3条第2項4及び第8条に基づく議員間討議については、議会の透明性及び町民に対する議員の責務の観点から大変重要である。全員協議会のあり方を含め、具体的な開催方法等については議会運営委員会で協議し、決定している。

（6）その他。

①タブレットの導入について。

議会改革の一つとして、議会運営のICT化は避けて通れない時期に来ている。コストダウンのみならず、資料のペーパーレス化、業務の効率化などの導入効果が期待できる。次期改選時までには導入すべく、議会より代表2名を選出し、早期に執行部と連携、協議する必要がある。検討に当たっては下記のことを留意すべきである。操作研修など十分な予算措置をする。障がい者への対応を考慮し、協議する。

②災害時の議員の役割について。

近年全国的に大災害も多発しており、本町においても災害地域を熟知している議員の役割は大きいものがある。別紙②のとおり、吉賀町議会災害時対応内規（案）及び災害時の議員行動要項（案）を定め、町民の安全確保と災害復旧に向けて、迅速かつ適切な災害対策活動を行う必要がある。

③政策サポーター会議について。

当面は、現在行っている議会モニター制度を充実しながら、政策サポーター会議の設置については専門的な部分もあるので、先進地も参考にしながら今後の検討課題とする。

④議会事務局の体制強化について。

町村議会の事務局職員は全国平均2.5人（条例では定数2.6人）であり、その多くは監査委員事務局と兼務となっているのが実態である。本町においては、平成29年度より非常勤嘱託職員を雇用しているが、決して十分な体制とは言えない。今後、議会改革を着実に進めていく上で、職員の増員を含め議会事務局の体制強化は必須であるということでございます。

終わり。

○議長（安永 友行君） 以上で、松蔭議会活性化特別委員長よりの報告は終わります。

なお、報告書の運営実行に当たりましては、模擬議会やタブレット導入など、執行部の御協力をいただかないと実現できないこともあります。今後ともよろしくお願いを申し上げます。

昼休みをちょっと過ぎましたが、続行しますのでよろしくお願いいたします。

日程第13. 閉会中の調査報告について

○議長（安永 友行君） 日程第13、閉会中の調査報告についてを議題とします。

お手元に配付のとおり、経済常任委員会より報告書が提出されております。経済常任委員長からの報告を求めます。5番、中田経済常任委員長。

○経済常任委員長（中田 元君） それでは、報告いたします。

令和元年9月30日。吉賀町議会議長、安永友行様。経済常任委員会委員長、中田元。委員会調査報告書。

本委員会において所管事業を調査した結果を、次のとおり会議規則第77条の規定により報告いたします。

記。

1、調査事項。

生活環境について（町内における下水道事業未整備地区の環境整備について）。

2、調査の結果又は概要。

現状。

当町における生活排水処理事業は、平成9年よりの六日市地区公共下水道事業着手に始まり、その後初見・新田地区集落排水事業、柿木地区集落排水事業、七日市地区公共下水道事業を行い、それぞれ供用開始している。また、これら以外の地域では個人設置型浄化槽を推進し、全町を挙げて汚水処理対策に取り組んでいる。

しかしながら、島根県においては合併浄化槽よりの排水の地下浸透が認められていないため、下水道未整備地区においては排水路がないため合併浄化槽を設置できない事例も少なくない。

調査の経過。

当委員会においては、町内における下水道事業未整備地区を抽出の上、現地調査し、実態把握を行った。個人または集落で合併浄化槽を設置したいが、排水路がないため、設置できないという実態が浮き彫りとなった。

すべての未整備地区の現地調査とはならなかったが、大なり小なり同様の実態が推測できるものであった。

裏面をごらんください。

意見。

行政施策の公平性を考えるならば、下水道事業計画を見直し、下水道未整備地区に公共下水道事業、集落排水事業を実施すべきであるが、多額の財政負担や今後の維持管理等を鑑みると、合併浄化槽を積極的に推進していくべきである。

しかしながら、居住する地域的な条件によって公平性が保たれていないことも事実であり、行政として何らかの対策を講じる必要がある。

町としては、その地域の幹線となる排水路の整備や個人施工の排水路整備に対する補助金等の施策を費用負担を含め検討する必要がある。

以上でございます。

○議長（安永 友行君） 以上で、経済常任委員会からの報告を終わります。

日程第 1 4. 閉会中の継続調査について

○議長（安永 友行君） 日程第 1 4、閉会中の継続調査についてを議題とします。

広報広聴常任委員長から、会議規則第 7 5 条の規定に基づいて、お手元に配付のとおり、閉会中の継続調査の申出書が提出されております。

お諮りをします。申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 異議なしと認め、よって、申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定をいたしました。

日程第 1 5. 議員派遣の件について

○議長（安永 友行君） 日程第 1 5、議員派遣の件についてを議題とします。

お手元に配付したとおり、3 件の研修会へ議員を派遣したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 異議なしと認め、よってお手元に配付したとおり議員派遣をすることに

決定をいたしました。

ここで、町長より発言を求められております。これを許可します。岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは、閉会に当たりまして、一言お礼の御挨拶を申し上げたいと思います。

本9月の定例会に提案をさせていただきました全ての議案につきまして、可決、承認をしていただきまして本当にありがとうございました。とりわけ、防災行政無線につきましては、数回の、本日を含め全員協議会、あるいは一般会計補正予算の審議の中で大変厳しい御意見等もいただいたわけでございます。最終的には、補正予算のほうも議長のお取り計らいによりまして可決をさせていただいたところでございます。

お伺いをいたしました意見につきましては、十分尊重させていただきまして、全員協議会あるいは議案審議の中でも申し上げましたが、スピード感を持って対処してまいりたいと思いますので、どうかよろしく願いいたします。

それから、本日は9月の30日でございます。あすからは、月が変わって10月の1日ということございまして、早いもので、令和元年度も、いよいよあすからは下半期、後半戦ということになるわけでございます。今から年末等を迎え、行政のほうも当初予算の編成時期を迎えるわけでございますが、いろいろ、これまでも御意見をいただいたものを参考にしながら、来たるべく令和2年度の予算編成に向けて鋭意頑張ってまいりたいと思いますので、今後ともどうかよろしく願いいたします。

第3回の9月の定例会の閉会に当たりまして、お礼の御挨拶にかえさせていただきたいと思えます。本当にありがとうございました。今後ともどうかよろしく願いいたします。

○議長（安永 友行君） 以上で、本定例会の会議に付された事件は全て終了しました。これで会議を閉じます。

令和元年第3回吉賀町議会定例会を閉会します。御苦勞でございました。

午後0時22分閉会
